

最近の判例から

(20)

建売住宅完成までの間の使用貸借

(東京高判 平一〇・一一・三〇 判タ一〇二〇一九二) 伊藤 隆之

「新たな建物が完成するまでの間」住居として使用するためになされた使用貸借において、新たな建物が完成していなくとも、契約

締結時から五年近く経過したときは、返還時期は既に到来しているとして、貸主からの建物の明渡請求を認容した事例（東京高裁平成一〇年一一月三〇日判決 確定 判例タイムズ一〇二〇号一九一頁）。

しかし、五年近くたつてもYの新たな建物は着工の予定がなく、Xは、Yに対し、明渡しを求めた。

第一審（千葉地裁八日市場支判平九・九・一〇）は、Xが勝訴した。Yが控訴した。

Yは、本件使用貸借契約は、新たな建物が完成するまでの間とされているが、新たな建物は未だ建たないと主張した。

一 事案の概要

Xは、昭和六三年、本件建物を買い受け、A（息子の嫁の父。業者Bの取引主任者）に管理を任せていたところ、Aは、平成五年一月、Bの媒介でYが業者Cから建売住宅を購入するにあたり、Yの新たな建物が完成するまでの間仮住いの住宅として、本件建物をして使用貸借契約を締結した。

二 判決の要旨

これに対して、控訴審は、次のような判断を下した。

(1) 本件使用貸借は、Yに対する便宜供与としてされたものであり、その使用期間も短期間の貸借を想定したものであるから、本件使用貸借においては、Yが新たに取得する

本件判決は、「新たな建物が完成するまでの間」と定めていても、「通常予想される建築工事期間を相当超えてなお完成しない場合」は、その時点での返還する旨の合意がなされたとして、五年近くを経過したものについては、返還義務があるとした。

妥当な判決であろう。

Yは、本件契約締結時から五年近くが経過していることに照らすと、本件建物の返還時期は既に到来したというべきである。

(3) よって、Yの控訴は理由がないから、棄却する。

(2) 本件契約締結時から五年近くが経過していることに照らすと、本件建物の返還時期は既に到来したというべきである。

その時点での本件建物を返還する旨の合意が黙示的にされていたと認めるのが相当である。